

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機の修理改造検査
- ② 手続根拠 : 航空法第 16 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 航空機の利用者等
- ④ 提出時期 : 航空法施行規則第 25 条第 2 項による。
- ⑤ 提出方法 : 修理改造検査申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

航空機の所在地（受検希望地）が本邦外の場合：

国土交通省航空局安全部航空機安全課

航空機の所在地（受検希望地）が静岡県、長野県、新潟県以東の場合：

東京航空局保安部運用課

航空機の所在地（受検希望地）が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合：

大阪航空局保安部運用課

- ⑥ 手数料 : 航空法関係手数料令第 2 条及び第 8 条による。
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空法施行規則第 25 条第 2 項による。
- ⑧ 申請書様式 : 修理改造検査申請書（航空法施行規則第 12 号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：

国土交通省航空局安全部航空機安全課	03-5253-8111	（内線 50203）
東京航空局保安部運用課	03-5275-9321	（内線 7517）
大阪航空局保安部運用課	06-6949-6229	（内線 5217）

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：

国土交通省航空局安全部航空機安全課	03-5253-8111	（内線 50203）
東京航空局保安部航空機検査官室	03-5275-9325	（内線 7584, 7585）
大阪航空局保安部航空機検査官室	06-6949-6235	（内線 5263, 5264）

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法第 10 条第 4 項（航空法施行規則第 14 条）
通達「耐空性審査要領」（昭和 41 年空検第 381 号）
- ② 標準処理期間 : 航空機の修理又は改造に係る計画及び実施の検査については、当該修理又は改造に係る作業の着手前に申請があり、申請の内容により審査期間が大幅に異なるため、標準的な処理期間を定めることはできない。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）